

大山崎町水道事業基本計画

「大山崎町水道ビジョン」

平成21年12月

大山崎町

大山崎町水道事業基本計画

「大山崎町水道ビジョン」

目 次

はじめに

第1章 大山崎町水道ビジョン	
1. 水道ビジョン	1
2. 水道事業基本計画	2
3. 水道事業のガイドライン	3
第2章 大山崎町の概要	
1. 位置	6
2. 本町のあゆみ	7
第3章 水道事業の沿革と現況	
1. 水道事業の沿革	8
2. 水道事業の現状	9
3. 水需要の推移	11
第4章 水道事業の分析と課題	
1. 水道施設の状況	12
2. 経営の状況	17
第5章 水道事業の将来像	
1. 基本理念	20
2. 施策目標	21
3. 基本方針	22
4. 基本施策	26
第6章 中長期経営計画	
1. 財政計画	39
2. 水需要予測	39
3. 施工計画	42
第7章 資料編	
1. 基本計画書	44
2. 事業費の算定	46
3. 給水人口及び給水量の算出根拠	50
4. 経常収支概算表	73
5. 主要な水理計算書	95
6. 配水管管網計算書	114
付図 計画一般平面図	

はじめに

本町の水道事業は、昭和34年に給水人口3,000人、一日最大給水量300m³（150ℓ/人）の規模で、昭和35年9月より給水を開始しました。

昭和30年代から40年代に京都府住宅供給公社をはじめとする大規模開発により人口が急増し、また生活様式の多様化から水需要が増大し、これに対処するため、この間数度の拡張、改良事業を重ねてきました。

本水道事業は創設時より地下水水源に依存してきましたが、水需要の増大にともない、水源の質・量とも恒久的に確保することは困難であることが予想され、これを補うため平成12年10月より日吉ダムを水源とする京都府営水道の受水を開始しました。

しかし、人口は昭和61年度、需要量は平成9年度をピークに減少に転じ、この傾向は現在もなお続いています。こうした状況の下で、自己水と府営水を原則5：5の割合で運営することになった本町水道事業の経営は大きく変化し、将来に亘り水道水の安全で安定した供給を続けることが今や本町水道事業経営の責務となっています。

一方、平成16年6月に厚生労働省より「水道ビジョン」が発表され、水道事業関係者が共通の目標となる将来像と、その実現のための施策や工程を提示し、持続可能な水道事業の確立に向けて適切な役割分担と計画的な労力を求めています。

これらの情勢を背景に、社会的変化に対し積極的に取り組むために「大山崎町水道ビジョン」を策定し、水道事業運営の課題を克服し、需要者と一体となり、これからの水道事業としての使命を目指すものであります。

第1章 大山崎町水道ビジョン

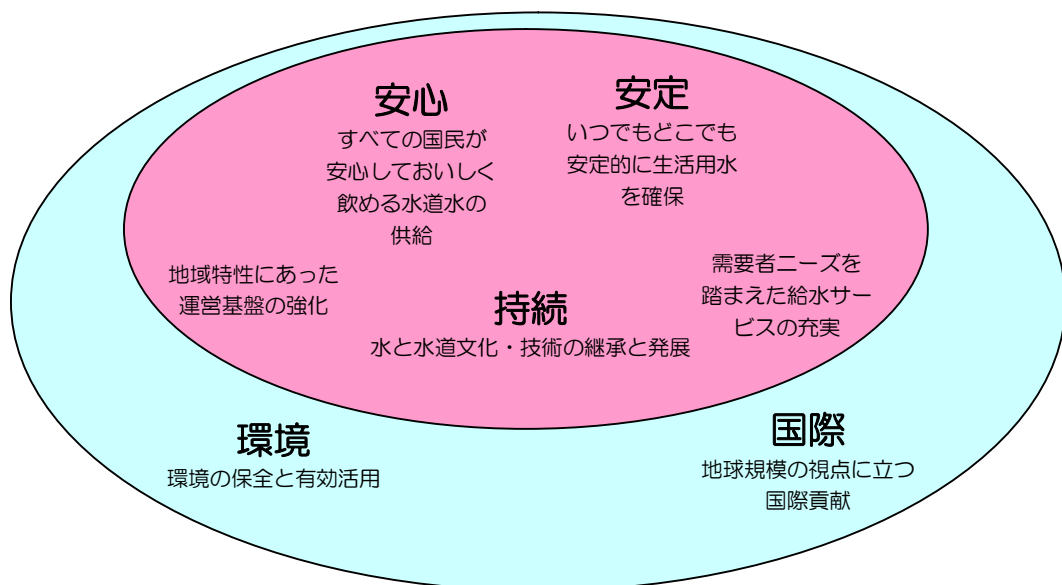
1. 水道ビジョン

昭和30年代から40年代の高度経済成長期において、日本の水道は急速に普及し、その普及率は平成19年度97.4%に達し、本町においては平成6年度100.0%に達しました。

高度成長期に布設、整備された本町の水道施設は老朽化が進み、その殆どが更新期を迎え、これに対処するため整備を行っておりますが、水道水の安心性やおいしさが求められ、需要者のニーズの多様化、高度化、更に地球規模での環境問題など水道事業の取り巻く環境は大きく変化しています。

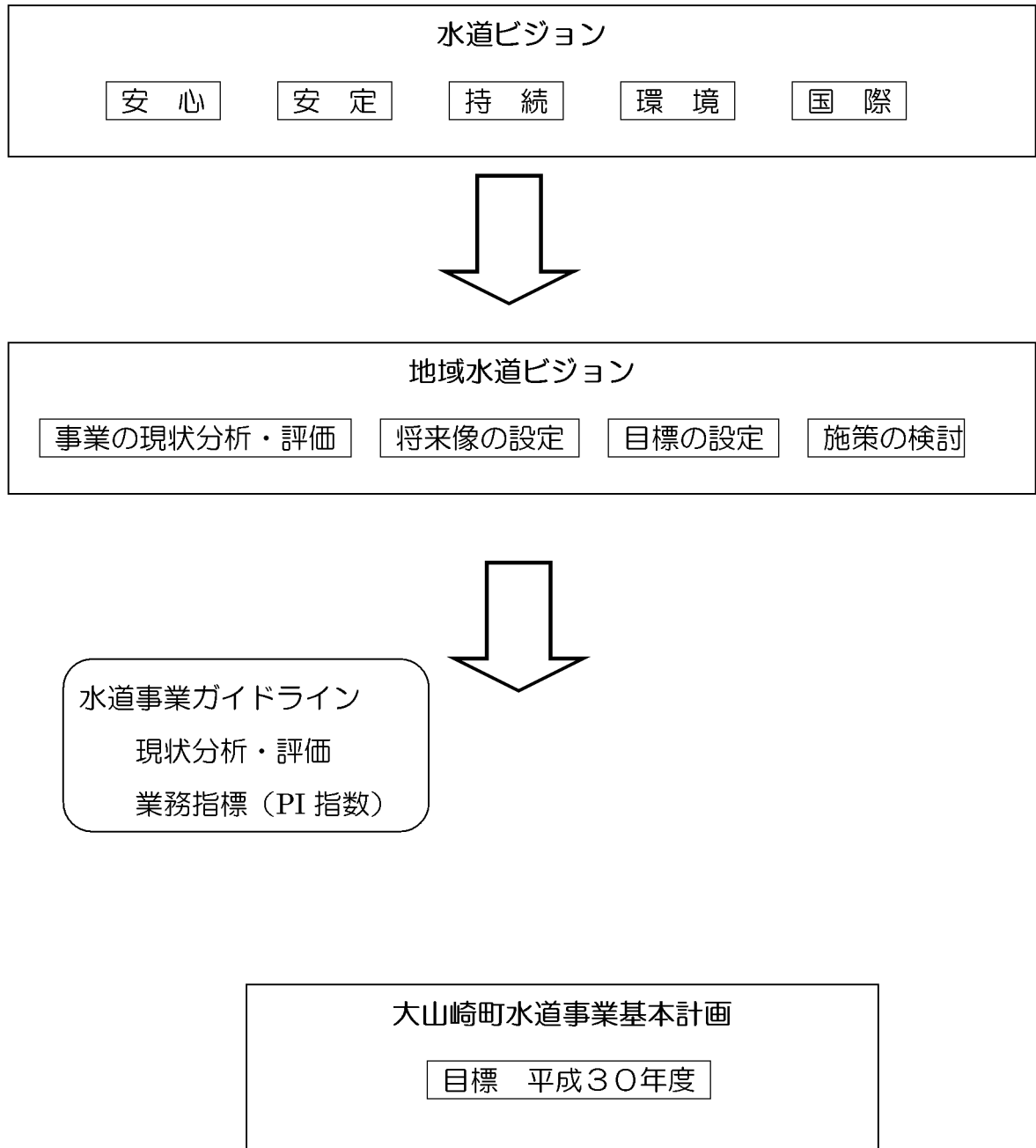
こうした社会環境の変化に答えるため「水道ビジョン」を策定し、水道の将来あるべき姿として政策目標を掲げ、その目標期間を概ね10ヶ年とします。

長期的な政策目標



2. 水道事業基本計画

「水道ビジョン」の策定にあたり、水道事業の運営基盤の強化、安心・快適な給水の確保、災害対策等の充実、環境・エネルギー対策の強化・地球規模の視点に立つ水道分野の国際貢献などを目指し「大山崎町水道事業基本計画書」を定めるものである。



3. 水道事業のガイドライン

水道事業のガイドラインは水道事業の現状分析と評価の手法として平成17年1月に日本水道協会規格（JWWA）Q100）として制定されました。業務指標（P1指数）は137項目からなり、これからはこの指標が水道事業の共通の指標となります。

業務指標＝PI 指数
業務指標 137項目

1. 安心（22項目）

すべての国民が安心して
おいしく飲める水道水の供給

2. 安定（33項目）

いつでもどこでも安定的に
生活用水を確保

3. 持続（49項目）

いつでも安全で安心できる
水を安定して供給

4. 環境（7項目）

環境保全と有効活用

5. 管理（24項目）

水道システムの適正な実行
・業務運営及び維持管理

6. 国際（2項目）

地球規模の視点に立つ
国際貢献

※PI：Performance Indicator の略

第1章 大山崎町水道ビジョン

業務指標一覧表

(全国：類似15事業体平均値)

番号	業務指標 P I	単位	算出結果			評価	業務指標の概要
			全国	大山崎町			
			(H18)	(H19)	(H20)		
目標1：安心（すべての国民が安心しておいしく飲める水道水の供給）							
a) 水資源の保全							
1001	水源利用率	%	58.7	49.8	49.7	↑	確保している水源水量の対する1日平均配水量の割合を示す。
1002	水源余裕率	%	43.9	82.9	91.9	↑	1日最大配水量に対して確保している水源水量がどの程度の余裕があるかを示す。
1003	原水有効利用率	%	89.3	86.5	86.8	↓	年間取水量に対する有効に使われた水量の割合を示す。
1004	自己保有水源率	%	65.3	60.0	60.0	↓	全水源水量に対する自己所有の水源水量の割合を示す。
b) 水源から給水栓までの水質管理							
1101	原水水質監視度	項目	63	40	40	↓	安全な水の供給には原水が安全であることが重要であるため、原水で何項目を調査しているかを示す。
1102	水質検査箇所密度	箇所/100km ²	8.0	434.8	434.8	↑	給水区域において毎日行う水質検査箇所数のその面積100km ² 当たりに対する水質検査箇所数を示す。
1103	連続自動水質監視度	台/(1,000m/日)	0.148	0.000	0.000	↓	配水管網において連続して(24時間)水質を自動的に監視する装置数の1日平均配水量1000m ³ 当たりに対する設置数を示す。
1104	水質基準不適合率	%	0.0	0.0	0.0	→	給水栓の水質が、国で定められている水質基準に違反した率を示し、1項目でも違反している場合は違反とみなす。
1105	カビ臭から見たおいしい水達成率	%	89	100	100	↑	給水栓水で、2種類のカビ臭物質最大濃度の水質基準値に対する割合を示す。
1106	塩素臭から見たおいしい水達成率	%	57	90	40	↑	給水区域は全て同じ水質であるべきであり、給水栓水で残留塩素濃度の最大値が0.8mg/lの時0%、0.4mg/lの時100%とする。
1107	総トリハロメタン濃度水質基準比	%	15	30	30	↓	給水栓水で、水質基準の値である0.1mg/lに対する総トリハロメタン濃度最大値の割合を示す。
1108	有機物(TOC)濃度水質基準比	%	11	26	26	↓	給水栓水で、水質基準の値である5mg/lに対する最大有機物(TOC)濃度の割合を示す。
1110	重金属濃度水質基準比	%	9	0.0	0.0	↑	給水栓で水質基準に定める6種類の重金属の基準値に対するそれぞれの重金属最大濃度の割合を平均値で示す。
1111	無機物質濃度水質基準比	%	10	3	2	↑	給水栓で水質基準に定める6種類の無機物質の基準値に対するそれぞれの無機物質最大濃度の割合を平均値で示す。
1112	有機物質濃度水質基準比	%	11	5	0	↑	給水栓で水質基準に定める4種類の有機物質の基準値に対するそれぞれの有機物質最大濃度の割合を平均値で示す。
1116	活性炭投入率	%	20.0	0.0	0.0	↑	粉末活性炭を投入した日数の年間割合を示す。
1117	鉛製給水管率	%	17.2	29.0	27.9	↓	鉛管を使用している件数の全給水件数に対する割合を示す。
目標2：安定（いつでもどこでも安定的に生活用水を確保）							
a) 連続した水道水の供給							
2001	給水人口一人当たり貯留飲料水量	ℓ/人	200	116	116	↓	給水人口一人当たり何ℓの水が常時貯められているかを示す。
2002	給水人口一人当たり配水量	ℓ/日/人	323	352	350	↑	給水人口一人当たり一日何ℓ配水したかを示す。
2003	浄水予備力確保率	%	33.1	52.8	55.1	↑	必要とされる一日最大浄水量を配水したとき、浄水施設全体ではどの程度の余裕があるかを割合で示す。
2004	配水池貯留能力	日	1.06	0.66	0.66	↓	水道水をためておく配水池の総容量が平均配水量の何日分あるかを示す。
2005	給水制限数	日	10	0	0.0	↑	一年間で何日給水制限したかを示す。
2006	普及率	%	94.7	100.0	100.0	↑	給水区域内で水道を使っている人の割合を示す。
2007	配水管延長密度	km/km ²	11.0	13.8	13.9	↑	給水区域面積1km ² 当たり配水管が何km布設されているかを示す。
2008	水道メータ密度	個/km	49	119	120	↑	配水管1km当たり何個の水道メーターが接続されているかを示す。
b) 将来への備え							
2101	経年浄水施設率	%	4.6	100.0	100.0	→	法定の耐用年数を超えた浄水施設能力の全浄水施設能力に対する割合を示す。
2103	経年化管路率	%	1.6	24.9	28.5	↑	法定の耐用年数を超えた管路延長の総延長に対する割合を示す。
2104	管路の更新率	%	1.31	0.00	0.54	↓	年間で更新した管路延長の総延長に対する割合を示す。
2107	管路の新設率	%	0.59	1.03	1.15	↑	年間で新設した管路延長の総延長に対する割合を示す。
c) リスクの管理							
2201	水源の水質事故数	件	0	0	0	→	年間の水源の有害物質による水質汚染の回数を示す。
2205	給水拠点密度	箇所/100km ²	5.8	217.4	217.4	↑	緊急時に応急給水できる貯水拠点が給水区域100km ² 当たり何箇所あるかを示す。
2206	系統間の原水融通率	%	33.3	53.6	53.6	↑	取水した原水を融通して異なる浄水場へ送水できる水量の受水側の受水可能水量に対する割合を示す。
2207	浄水施設耐震率	%	7.9	0.0	0.0	↓	浄水施設のうち高度な耐震化がなされている施設能力の全浄水施設能力に対する割合を示す。
2208	ポンプ所耐震施設率	%	4.1	0.0	0.0	↓	ポンプ施設のうち高度な耐震化がなされている施設能力の全ポンプ施設能力に対する割合を示す。
2209	配水池耐震施設率	%	39.2	0.0	0.0	↓	配水池のうち高度な耐震化がなされている施設容量の全配水池容量に対する割合を示す。
2210	管路の耐震化率	%	7.8	4.9	6.4	↓	多くの管路のうち耐震性のある材質と継手により構成された管路延長の総延長に対する割合を示す。
2211	薬品備蓄日数	日	60.5	39.0	40.6	↓	浄水場で使う薬品が一日平均使用量に対して何日分貯蔵してあるかを示す。
2212	燃料備蓄日数	日	70.3	0.41	0.41	↓	浄水場などで使う主として発電用の燃料が一日平均使用量に対して何日分貯蔵してあるかを示す。
2213	給水車保有度	台/1,000人	0.016	0.064	0.064	↑	稼働できる給水車が給水人口1000人当たり何台保有されているかを示す。
2215	車載用の給水タンク保有度	ml/1,000人	13.63	0.06	0.06	↓	緊急時に使用できる車載用給水タンクの総容量が給水人口1000人当たり何ml保有されているかを示す。
2216	自家発電設備容量率	%	62.7	89.7	89.7	↑	自家発電設備の容量が当該設備に必要とされる電力の総量に対する割合を示す。
2217	警報付施設率	%	79.1	100.0	100.0	↑	異常時に警報の発せられる施設数の全施設数に対する割合を示す。
2218	給水装置の凍結発生率	件/1,000件	6.0	0.0	0.0	↑	給水件数1000件当たりに対する年間で凍結により破壊した給水装置の延べ件数を示す。

第1章 大山崎町水道ビジョン

(全国：類似15事業体平均値)

番号	業務指標 P I	単位	算出結果			評価	業務指標の概要
			全国 (H18)	大山崎町 (H19) (H20)			
目標3：持続（いつでも安心できる水を安定して供給）							
a) 地域性にあった運営基盤の強化							
3001	営業収支比率	%	130.4	87.5	91.5	↓	営業収益の営業費用に対する割合を示す。
3002	経常収支比率	%	106.6	86.3	90.2	↓	経常収益の経常費用に対する割合を示す。
3003	総収支比率	%	106.3	86.3	90.2	↓	総収益の総費用に対する割合を示す。
3004	累積欠損金比率	%	1.3	159.8	171.1	↓	累積欠損金の受託工事収益を除いた営業収益に対する割合を示す。
3005	繰入金比率（収益的収支分）	%	1.3	0.0	0.0	—	損益勘定繰入金の収益的収入に対する割合を示す。
3006	繰入金比率（資本的収入分）	%	16.9	0.0	0.0	—	資本的勘定繰入金の資本的収入に対する割合を示す。
3007	職員一人当たり給水収益	千円/人	58,686	62,410	62,484	↑	損益勘定所属職員一人当たりの生産性について、給水収益を基準として把握するための指標である。
3008	給水収益に対する職員給与費の割合	%	13.8	15.9	14.2	↓	職員給与費の給水収益に対する割合を示す。
3009	給水収益に対する企業債利息の割合	%	20.2	2.0	1.8	↑	企業債利息の給水収益に対する割合を示す。
3010	給水収益に対する減価償却費の割合	%	34.8	15.8	15.7	↑	減価償却費の給水収益に対する割合を示す。
3011	給水収益に対する企業債償還金の割合	%	34.0	4.8	4.9	↑	企業債償還金の給水収益に対する割合を示す。
3012	給水収益に対する企業債残高の割合	%	678.3	81.5	88.0	↑	企業債残高の給水収益に対する割合を示す。
3013	料金回収率（給水にかかる費用のうち水道料金で回収する割合）	%	101.2	82.2	86.5	↓	供給単価の給水原価に対する割合を示す。
3014	供給単価	円/㎥	204.9	252.5	253.5	↑	有収水量1㎥当たりについて、どれだけの収益を得ているかを示す。
3015	給水原価	円/㎥	206.2	307.3	293.0	↓	有収水量1㎥当たりについて、どれだけの費用がかかっているかを示す。
3016	1ヶ月当たり家庭用料金（10㎥）	円	1,856	1,920	1,920	↓	標準的な家庭における水使用量（10㎥）に対する料金を示す。
3017	1ヶ月当たり家庭用料金（20㎥）	円	3,693	3,840	3,840	↓	標準的な家庭における水使用量（20㎥）に対する料金を示す。
3018	有収率	%	87.8	86.5	86.8	↓	有収水量の年間の配水量に対する割合を示す。
3019	施設利用率	%	57.9	43.0	42.8	↓	一日平均給水量の一日給水能力に対する割合を示す。
3020	施設最大稼働率	%	69.5	47.2	44.9	↓	一日最大給水量の一日給水能力に対する割合を示す。
3021	負荷率	%	83.0	91.1	95.3	↑	一日平均給水量の一日最大給水量に対する割合を示す。
3022	流動比率	%	1,948.4	583.0	379.0	↑	流動資産の流動負債に対する割合を示す。
3023	自己資本構成比率	%	47.7	69.4	66.3	—	自己資産金と剰余金の合計額に対する割合を示す。
3024	固定比率	%	239.8	118.8	120.5	—	固定資産の自己資本金と剰余金の合計額に対する割合を示す。
3025	企業債償還元金対減価償却費比率	%	105.6	30.1	30.9	—	企業債償還元金の当年度減価償却費に対する割合を示す。
3026	固定資産回転率	回	0.08	0.16	0.16	—	受託工事収益を除いた営業収益の年度平均の固定資産額に対する割合を回数で示す。
3027	固定資産使用効率	㎥/10,000円	468.9	13.6	13.5	—	給水量の有形固定資産に対する値（㎥/10,000円）である。
b) 水道文化・技術の継承と発展							
3109	職員一人当たり配水量	㎥/人	309,556	286,000	284,000	↓	年間で職員一人当たり何㎥配水したことになるかを示す。
3110	職員一人当たりメータ数	個/人	966	759	767	↓	水道メータ総数を全職員数で除した値である。
目標4：環境（環境保全への貢献）							
b) 健全な水環境							
4101	地下水率	%	64.8	56.5	57.9	—	地下水水量の水源利用水量に対する割合を示す。
目標5：管理（水道システムの適正な実行・業務運営及び維持管理）							
a) 適正な実行・業務運営							
5008	検針委託率	%	95.9	100.0	100.0	↑	検針を委託した水道メータ数の総件数に対する割合を示す。
5009	浄水場第三者委託率	%	25.0	0.0	0.0	↓	浄水場の運転管理針を委託した浄水能力の総浄水能力に対する割合を示す。
b) 適正な維持管理							
5102	ダクタイル鋳鉄管・鋼管率	%	44.0	27.7	27.9	↓	鉄製の水道管であるダクタイル鋳鉄管と鋼管の延長の水道管総延長に対する割合を示す。
5107	漏水率	%	10.6	9.5	9.4	↑	年間の漏水量の配水量に対する割合を示す。
5108	給水件数当たり漏水量	㎥/年/件	39.1	35.8	34.8	↑	1給水件数当たりの年間の漏水量を示す。

第2章 大山崎町の概要

1. 位置

本町は、京都盆地の南西端である乙訓地域に位置し、東は京都市、北は長岡京市、南は八幡市、西は天王山を背景に大阪府島本町と接しています。

淀川水系桂川・宇治川・木津川の三川合流する地点にあって、名神高速道路、JR東海道本線、東海道新幹線など国土幹線が縦横に走り、治水や交通の要衝になっています。



2. 本町のあゆみ

本町は明治の廃藩置県によって、京都府乙訓郡に属し、明治22年市町村制の施行に伴い三ヶ村が合併して大山崎村が誕生しました。その後昭和30年代後半から人口の急増によって昭和42年11月、町制を施行し今日に至っております。

現在、府道（西国街道）沿いや西部の天王山山麓沿いが住宅地となり、町の中央部に主要幹線道や鉄道が南北に貫走し、東部の桂川との間に工場地域が形成され天王山と淀川に育まれた町は豊かな自然と歴史のなかで発展し続けております。



第3章 水道事業の沿革と現況

1. 水道事業の沿革

大山崎町の水道事業は、昭和34年度に創設認可を受け、給水を開始して以来、半世紀に亘り住民の生活用水をはじめ産業用水などの供給を続け、今日に至っております。

現在、計画給水区域を本町全域とし、計画給水人口22,000人、計画給水量17,700m³/日で経営しています。

大山崎町水道事業の経緯

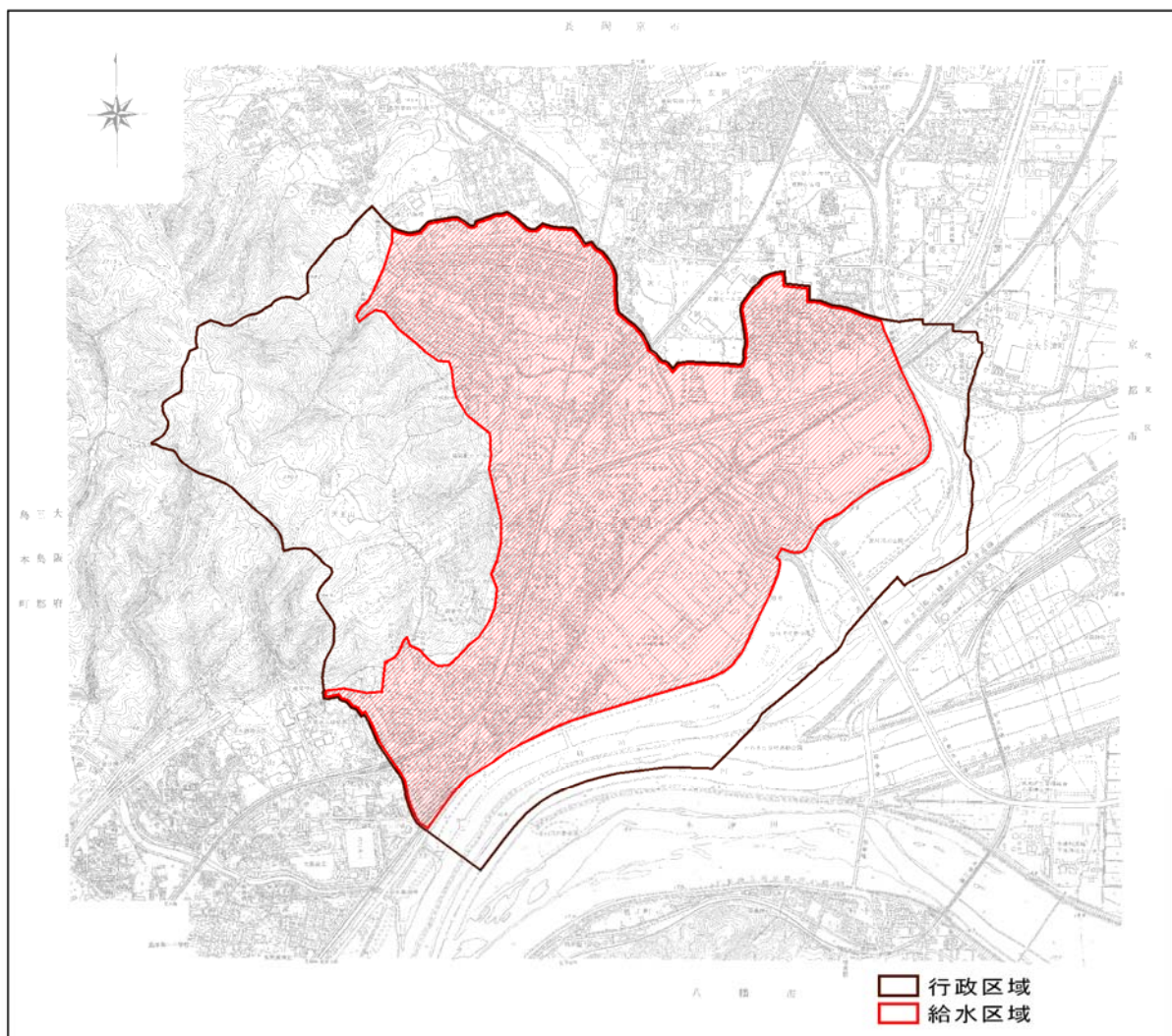
事業	認可年度	目標年度	給水人口 (人)	計画一人一日 最大給水量 (ℓ)	計画一日 最大給水量 (m ³)
創設事業	昭和34年	昭和45年	3,000	150	450
創設事業変更	昭和36年	昭和45年	3,000	150	450
第1次 拡張事業	昭和36年	昭和46年	5,000	180	900
第1次拡張 事業変更	昭和37年	昭和46年	5,000	180	900
第2次 拡張事業	昭和40年	昭和50年	10,000	300	3,000
第3次 拡張事業	昭和42年	昭和52年	15,000	350	5,250
第4次 拡張事業	昭和47年	昭和55年	19,000	520	9,880
第4次拡張 第1回事業変更	昭和55年	昭和59年	19,000	520	9,880
第4次拡張 第2回事業変更	昭和57年	昭和62年	19,000	520	9,880
第4次拡張 第3回事業変更	平成10年	平成24年	22,000	805	17,700

2. 水道事業の現状

(1) 給水区域

本町の水道事業の給水区域は、西部の山間部を除く町全域とし、給水普及率も平成6年度に100.0%に達し、町民皆に供給しております。

給水区域図



(2) 水道事業の概要

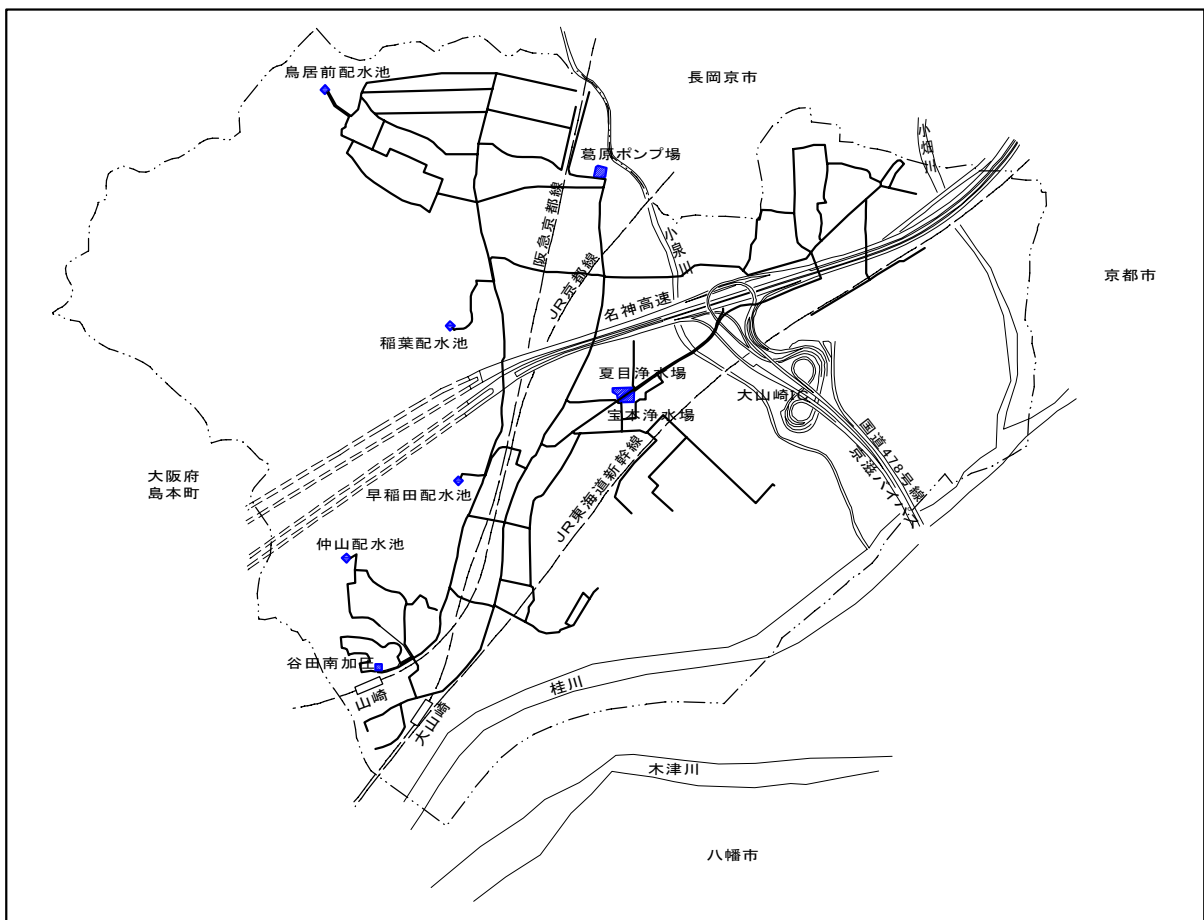
大山崎町は現在地下水の自己水源を宝本、夏目、葛原の三ヶ所の浄水場で処理した水道水と京都府営水道から夏目浄水場で受水した水道水で供給しています。

そのうち、葛原浄水場は自己水源の浄水設備を廃止し、夏目浄水場より浄水を受水し、鳥居前配水池へ送水するポンプ場として改修が完了しております。

二ヶ所の浄水場及び一ヶ所のポンプ場から、稲葉、鳥居前、早稲田の三ヶ所の配水池へ送水し、それぞれの配水池から各配水区域へ自然流下で配水しており、配水区域は配水管で連絡し、緊急時には相互配水が可能な施設になっております。

役場庁舎内に中央監視設備を設置し、24時間連続で監視するシステムを導入し、水道水の安定供給を図っています。

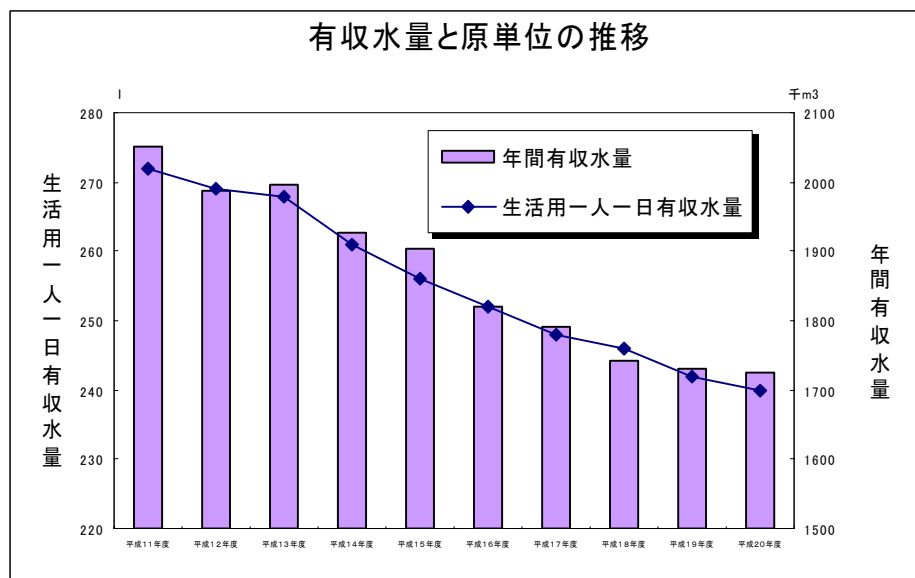
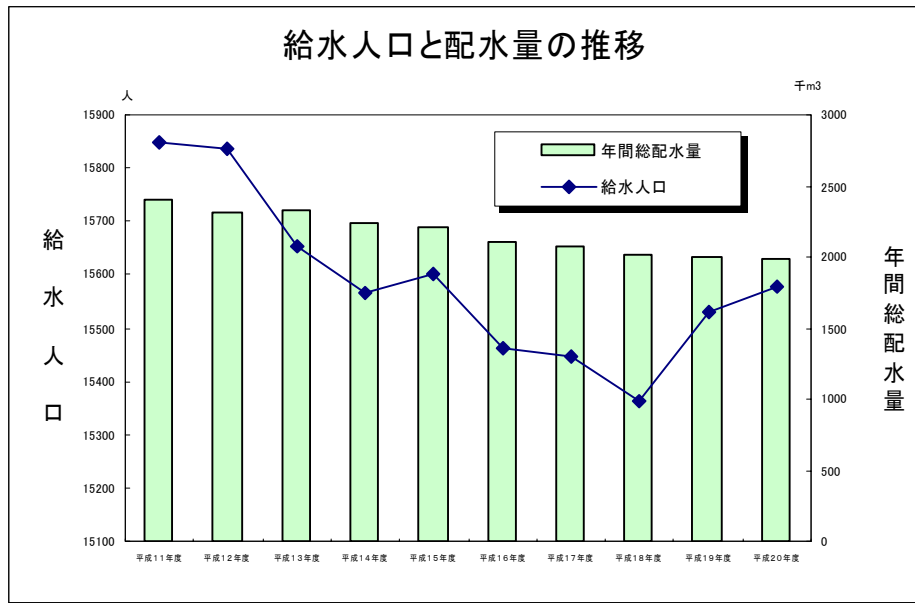
施設概要図



(葛原浄水場ポンプ場化後の施設概要図)

3. 水需要の推移

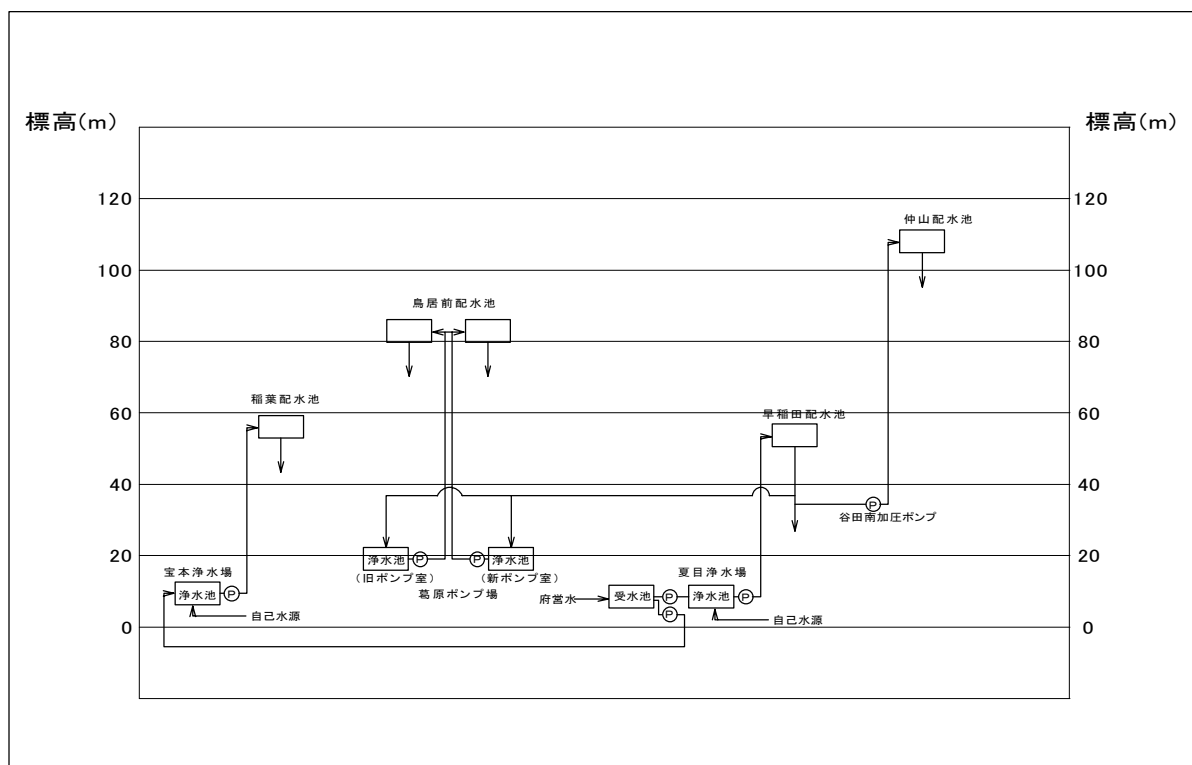
給水人口は昭和62年度から減少傾向となり、併せて水需要は平成10年度から減少傾向が続いております。そのため、計画給水人口、計画給水量とも大きく現実から乖離し、将来に向けて調整が求められる状況になっています。



第4章 水道事業の分析と課題

1. 水道施設の状況

施設系統図



(葛原浄水場ポンプ場化後の施設系統図)

(1) 水源の現状

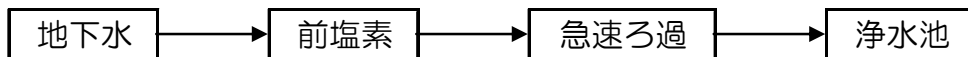
本町は現在、自己水源として深井戸による地下水と府営水道の受水を水源として給水しています。

水 源	水源の種別	取水方法	取水能力	備 考
自己水源	深層地下水	深井戸	5,700m ³ /日	
府営受水	浄水	受水管	7,000	平成12年10月より受水開始
計			12,700	

(2) 浄水施設の現状

本町の浄水施設は、自己水源の原水を除鉄・除マンガン設備（急速ろ過）を設けて処理しておりますが、経年に伴う老朽化がすすんでおり、特に宝本浄水場の急速ろ過池の補修・改良を必要としますが、部分的な取替・更新は毎年行っております。

浄水フロー



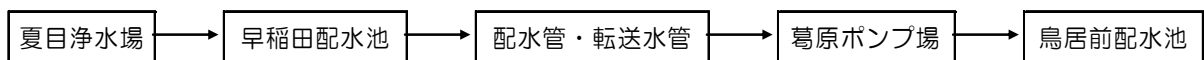
宝本浄水場



夏目浄水場



葛原ポンプ場のフロー

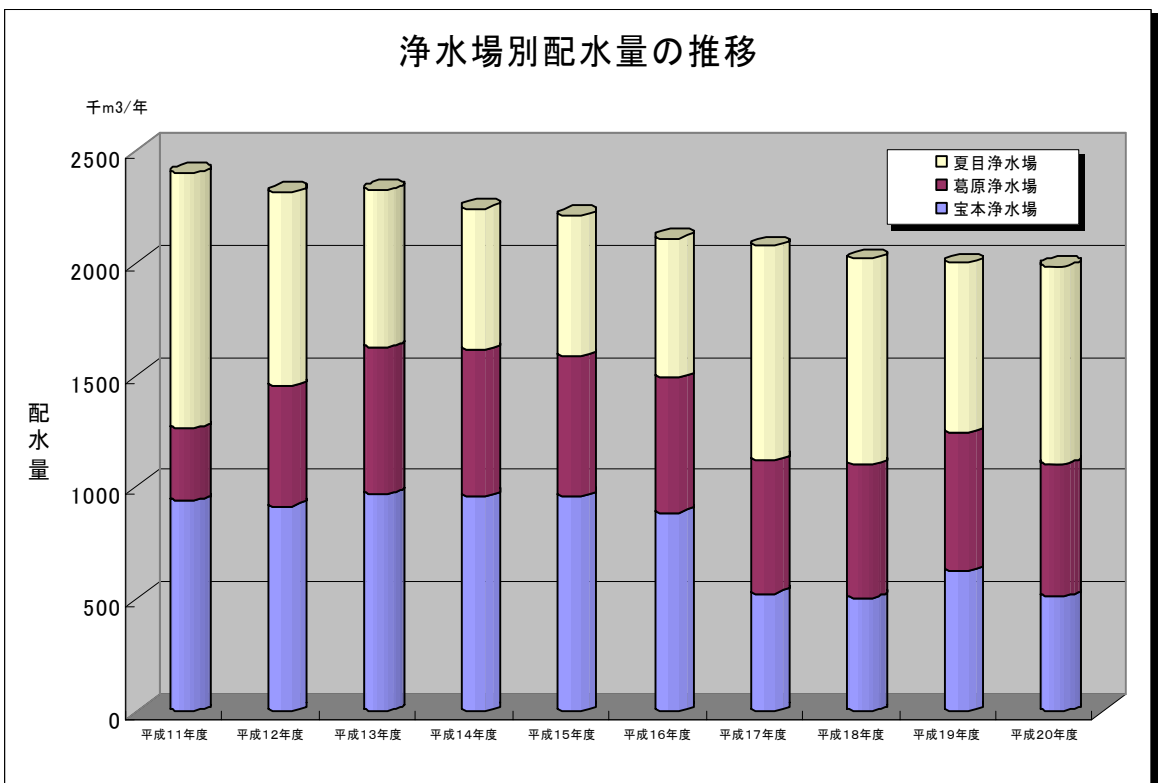
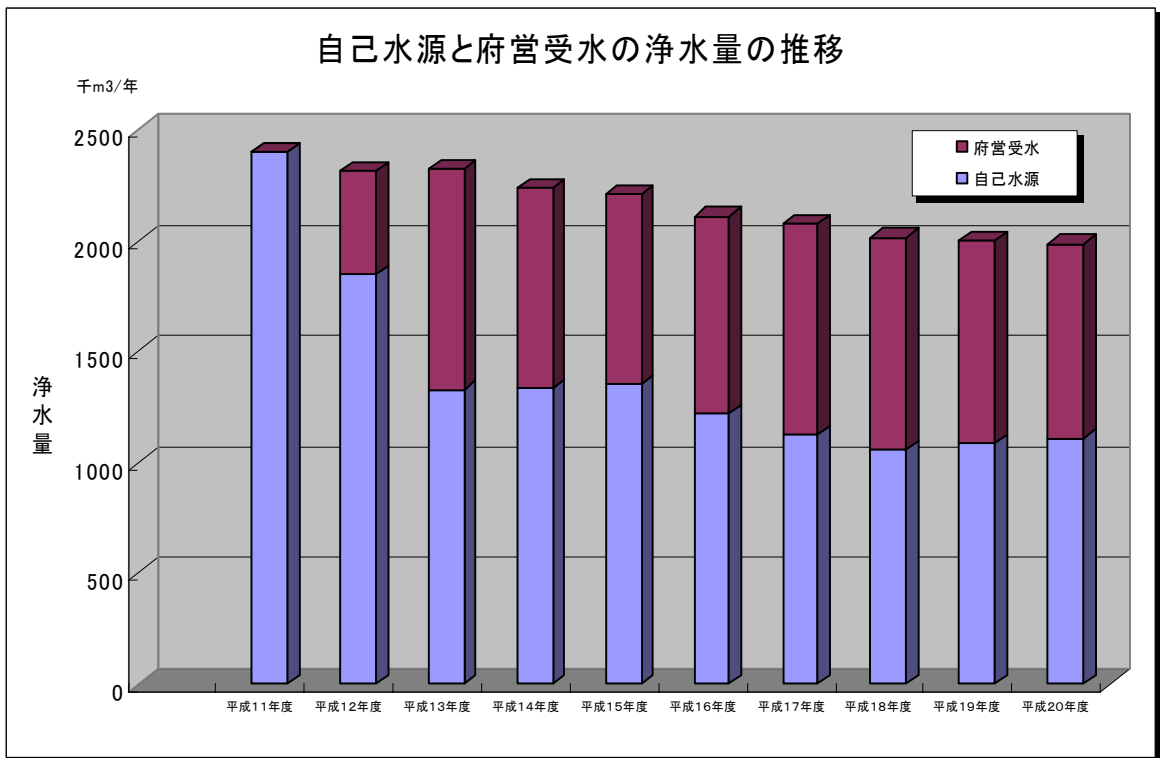


葛原ポンプ場



葛原浄水場については自己水源の浄水設備を廃止し、夏目浄水場より浄水を受水し、鳥居前配水池へ送水するポンプ場として改修が完了しております。

第4章 水道事業の分析と課題



(3) 配水池の現況

本町の配水池は、現在4ヶ所設置しており、その容量は3,600m³を貯留しております。

配水池貯留容量

名 称	構 造	容 量 (m ³)	築 造 年
稲葉配水池	RC造	800	昭和47年
鳥居前配水池	RC造	800	昭和43年
	PC造	400	昭和48年
早稲田配水池	PC造	1,200	昭和52年
	RC造	250	昭和35年
	RC造	100	昭和38年
仲山配水池	RC造	50	昭和39年
計		3,600	

稲葉配水池



早稲田配水池



鳥居前配水池



仲山配水池

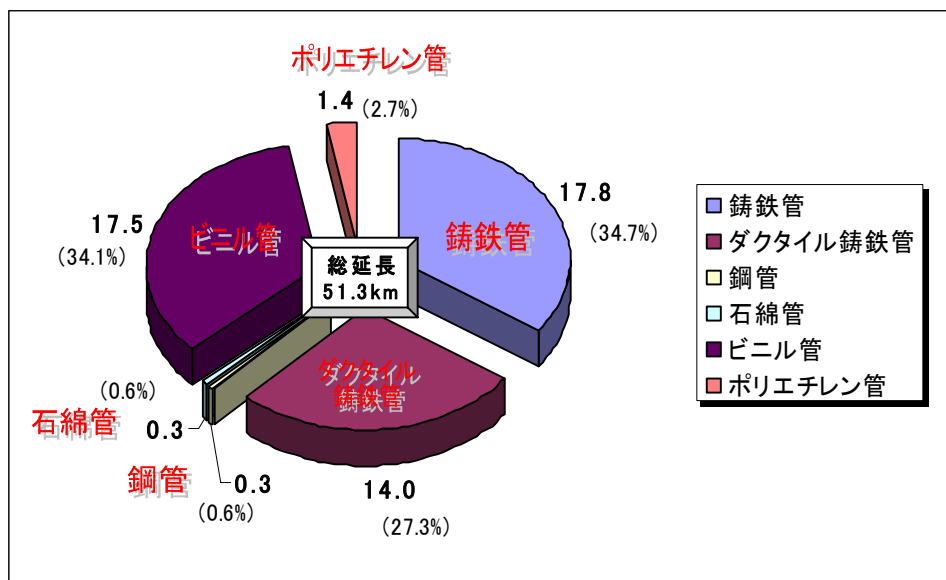


(4) 管路の現況

現在布設している管路の総延長は導・送・配水管を合せて51.3kmで、石綿セメント管や鋼管などの老朽配管を積極的に更新し、耐震や有効率の向上を図る必要があります。

用途別・管種別配管路延長 (延長：km)

用途	铸铁管	ダクタイル 铸铁管	鋼管	石綿 セメント管	ビニル管	ポリエチレン管	計
導水管	0.9	0.7			0.1		1.7
送水管	3.5	1.2					4.7
配水管	13.4	12.1	0.3	0.3	17.4	1.4	44.9
計	17.8	14.0	0.3	0.3	17.5	1.4	51.3
	(34.7)	(27.3)	(0.6)	(0.6)	(34.1)	(2.7)	100.0

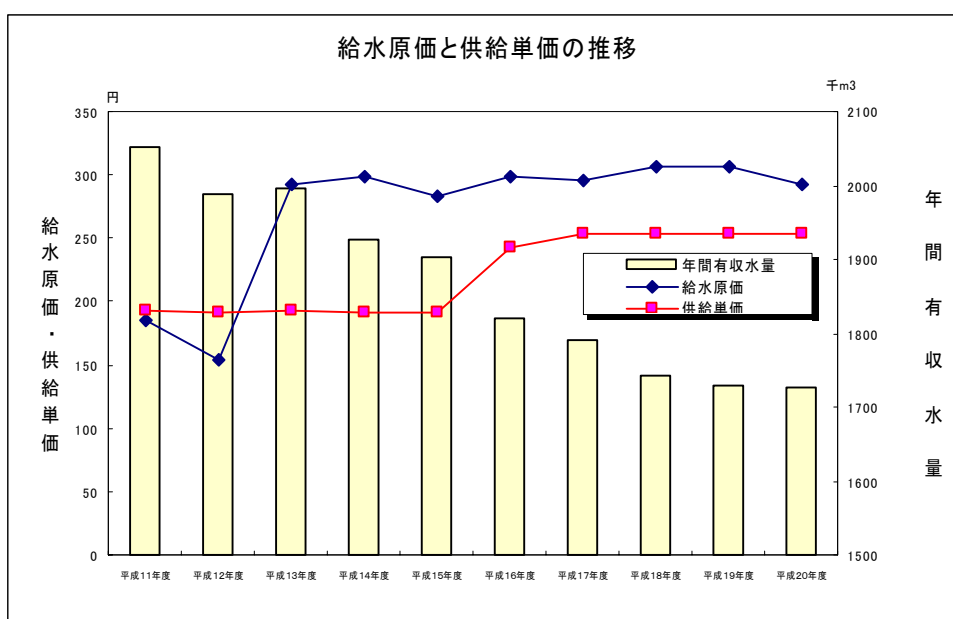


2. 経営の状況

(1) 財政状況

使用水量は、平成9年度をピークに減少に転じ、近年の景気の低迷や節水意識の浸透により年々減少を続けております。

平成12年10月から京都府営水道の受水を開始した本町の水道事業は、府営水の重い負担が、財政を圧迫しはじめ、この間に人件費の削減や運営の合理化、さらには平成16年6月より水道料金を平均34.4%値上げし、また3ヶ年間計7,500万円の一般会計からの繰入れなど、さまざまな経営努力を迫られました。しかし、それらにかかわらず、今なお厳しい赤字経営を余儀なくされています。

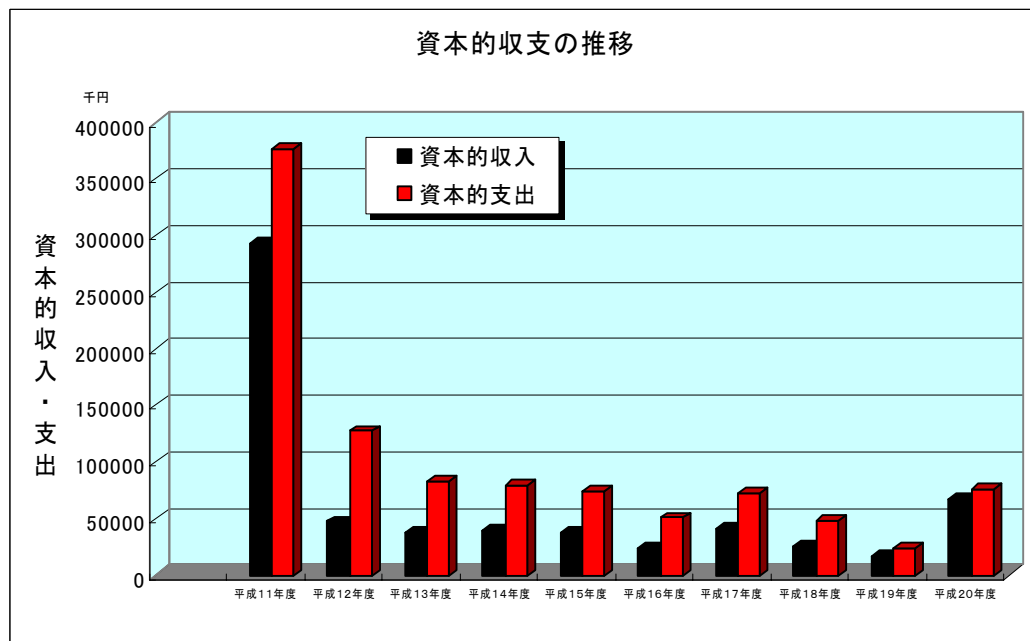
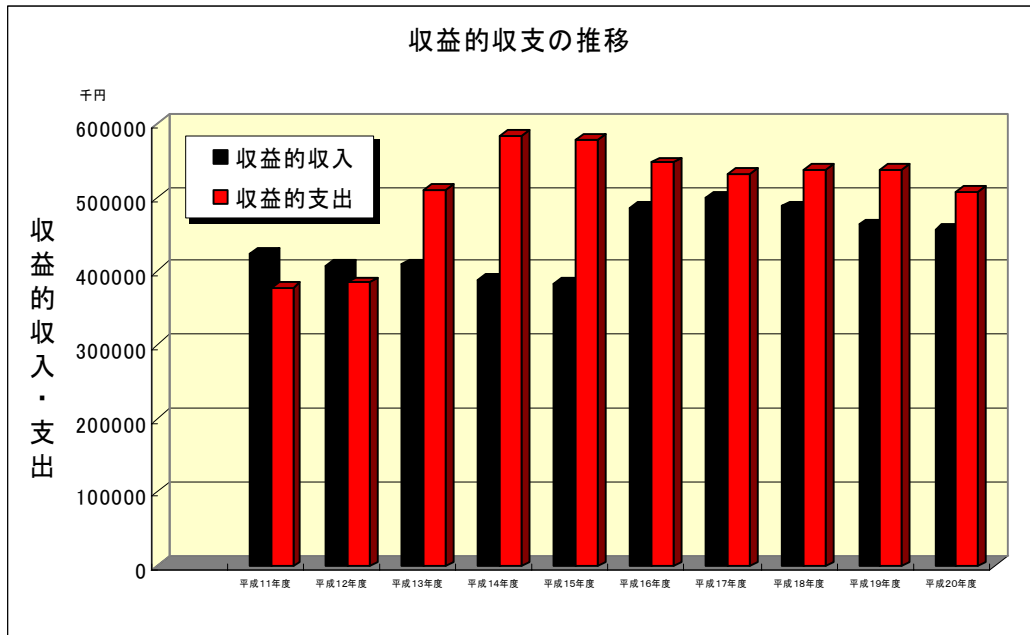


水道料金の推移 (家事用)

区分	昭和36年 1月1日制定	昭和47年 7月1日制定	昭和51年 7月1日制定	昭和57年 4月1日制定	昭和58年 7月1日制定	昭和63年 9月1日制定	平成元年 4月1日制定	平成16年 6月1日制定
基本料金 (10m³)	300	350	500	650	800	1,000	1,500	1,920
超過料金 (1m³)	33	45	70	90	120	150	180	230

(2) 設備投資と財源の確保

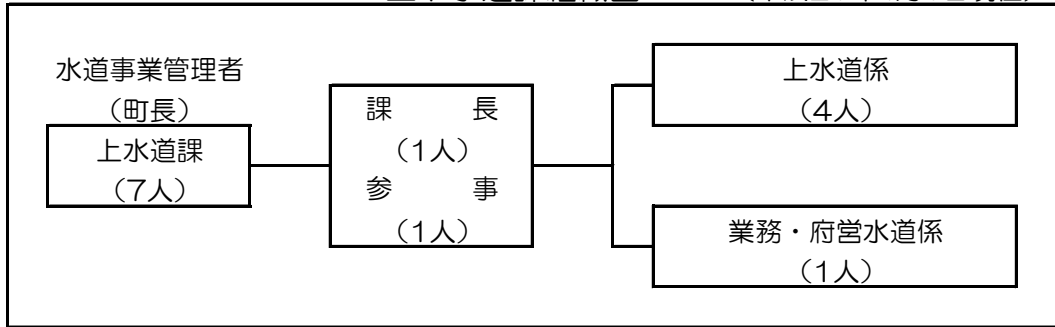
老朽施設の更新には資金が必要であり、過去10ヶ年の財政状況から最小限の施設の改良を行ってきましたが、改良・更新事業や施設の高水準化には資金が必要であり、今後は経営の効率化はもとより、経営基盤の抜本的な改善が必要であります。



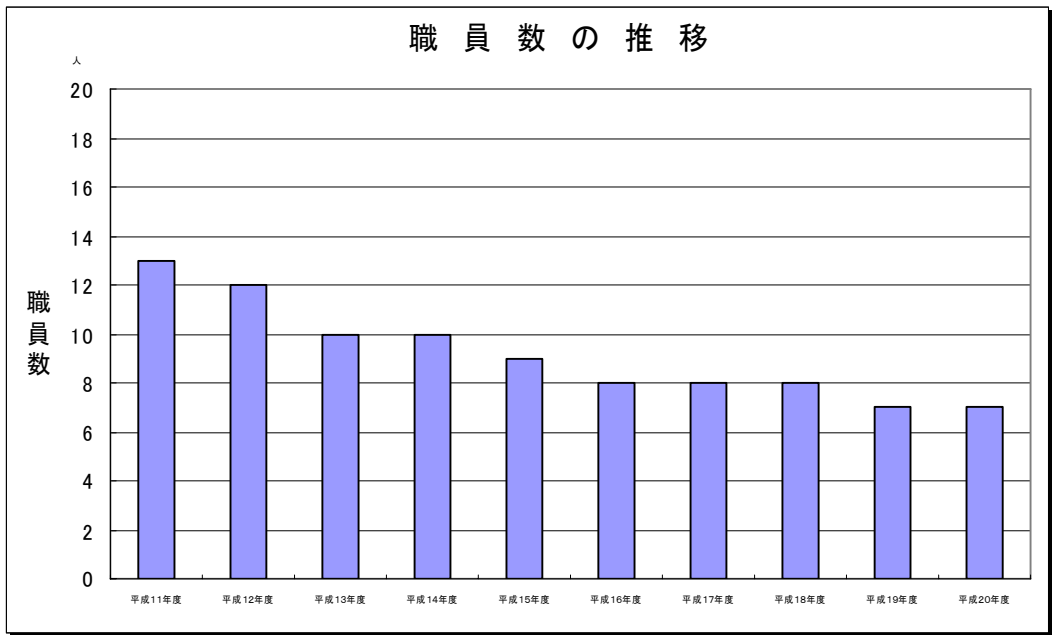
(3) 維持管理状況

上下水道課は、現在7名の職員で管理・運営を行っており、上水道係に「中央監視装置」を設置し、管理しています。

上下水道課組織図 (平成21年4月1日現在)



職員数の推移



第5章 水道事業の将来像

1. 基本理念

『豊かな水と緑の町、大山崎町の水道事業』

—安全・安心・安定 暮らしを支える

おいしいライフラインをめざして—

水道事業の運営は市民生活や経済産業活動で欠くことのできない社会基盤施設となっています。

しかしながら、高度成長期の水需要に対し、整備を行ってきた水道事業もライフスタイルの多様化、少子高齢化、節水意識の浸透など環境が大きく変貌し、さらに近年の地震対策、渇水対策等も必要となり、施設の老朽化がすすむなど、水道事業運営にとって厳しい状況となっています。

一方、水道は住民の生命の維持のために「信頼されるライフライン」を目指し、老朽施設の更新、災害時にも安定した水道水の供給ができる体制の構築を求められるものです。

そのため、「豊かな水と緑の町、大山崎町の水道事業」を基本理念に掲げ、安全で安心して飲める水道水の供給を維持し、経営の健全化、環境等の課題に対し、基本目標、基本方針を定め、取り組んでまいります。

2. 施策目標

基 本 方 針		基 本 施 策
安 全	施策1. 安全で快適な水を供給する水道	①水質管理の適正化
		②小規模貯水槽水道の水質管理
		③給水装置の事故防止対策
		④鉛製給水管の更新
安 定	施策2. 将来とも安定した事業運営ができる水道	①経営の安定と改善対策
		②減少する職員の対応
		③顧客サービスの向上
		④計画的な施設の更新
		⑤水道事業の広域化の検討
持 続	施策3. いつでも使える水を供給できる水道	①基幹施設の耐震化
		②緊急遮断弁の設置
		③老朽配管の更新
		④災害対策
		⑤応急給水及び復旧体制
		⑥中央監視設備の拡充
環 境	施策4. 環境の影響を配慮した水道	①省エネルギー対策の検討
		②太陽光発電利用の検討
		③小型水力発電利用の検討
		④有効率向上の対策
国 際	施策5. 国際協力ができる水道	①国際協力への対応

3. 基本方針

(1) 施策1 安全で快適な水を供給する水道

水道水の水質は、安全でおいしい水が供給できるよう水質検査計画を策定し、水質基準の適合状況を情報公開します。

水質の保全を図るため水質監視体制を強化し、浄水処理の高度化に対し、新しい浄水方法にも積極的に取り組む必要があります。

小規模貯水槽水道の水質保全にも対処するため、調査指導を行い、末端までの水質確保の取り組みを推進します。

鉛製給水管は水質の悪化や漏水原因とも言われており、計画的に更新するよう努めます。

基本施策

水質管理の適正化

小規模貯水槽水道の水質管理

給水装置の事故防止対策

鉛製給水管の更新

(2) 施策2 将来とも安定した事業運営ができる水道

水道事業の運営は、技術的、財政的基盤を強固にするため、水道事業の運営に必要な技術レベルの維持・向上を行う施策や老朽施設の更新に必要な資金の確保が重要であり、計画的な経営改善を行う必要があります。

そのため、事業事務の効率化、コストの縮減など経営改善を図るため、中長期な視点から基本計画を策定することが必要です。

今後の整備計画は、施設の効率化を推進するため配水管管網の見直しを行い、より効果的な施設の活用が不可欠です。

需要家に情報公開を推進し、顧客のニーズを把握し、顧客満足度の向上に努めます。

基本施策

経営の安定と改善対策

減少する職員の対応

顧客サービスの向上

計画的な施設の更新

水道事業の広域化の検討

(3) 施策3 いつでも使える水を供給できる水道

大型地震や風水害など災害発生時に備えて、ライフラインとして最低限の給水を確認するため、水道基幹施設の耐震化や老朽配管の更新整備が求められています。

災害発生時には、応急給水の確保が必要であり、応急復旧体制の整備と併せ重要な課題であります。

有効率の向上は、省エネ対策として効果的な施策であり、現状の改善に努めます。

基本施策

基幹施設の耐震化

緊急遮断弁の設置

老朽配管の更新

災害対策

応急給水及び復旧体制

中央監視設備の拡充

(4) 施策4 環境の影響を配慮した水道

水道は水を資源として事業を行っており、飲料水として各需要家に給水するまでに多くの電気エネルギーを消費しています。

今後は、エネルギーの消費を軽減することに努めて参ります。

そのためには、身近な資源である自己水の有効活用を重視し、保全に努めなければなりません。

基本施策

省エネルギー対策の検討

太陽光発電利用の検討

小型水力発電利用の検討

有効率向上の対策

自己水の保全と活用

(5) 施策5 府営水と自己水の適切な配分

府営水と自己水の適切な配分により、将来に向けて持続可能な水道事業運営の確立をめざす。

4. 基本施策

(1) 施策1 安全で快適な水を供給できる水道

1) 水質管理の適正化

①水質検査体制

安全でおいしい水を供給するため、水質管理の強化が求められており、現在水質試験は委託しています。

水質検査は「水質検査計画」を策定し、原水及び浄水の検査場所、検査回数を決定し、これに基づき、毎日検査、毎月検査、四半期検査、年間検査（全項目検査）を行いクリプトスポリジウム（病原微生物）の指標である指標菌（大腸菌・嫌気性芽胞菌）の検査も行っており、その結果を需要者に公表しております。今後は水質モニターの設置等により配水管管末の水質監視ができるよう改善を図ります。

②共同検査体制

平成16年度に厚生労働省より示された水質試験項目が、新しく平成20年度より「塩素酸」が追加された現在51項目の検査を行っております。

水質試験の共同化について、近隣市町村と連携をとりながら、積極的に参加し、水質監視の強化に取り組んでいきます。

第5章 水道事業の将来像

給水栓水水質試験の結果

水質基準項目	基準値	過去10ヶ年の最大値		水質基準項目	基準値	過去10ヶ年の最大値	
		宝本浄水場	夏目浄水場			宝本浄水場	夏目浄水場
1 一般細菌	集落数が100個/ml以下	検出せず	検出せず	27 総トリハロゲン	0.1mg/l以下	< 0.01	< 0.01
2 大腸菌	検出されないこと	検出せず	検出せず	28 トリクロ酢酸	0.2mg/l以下	< 0.02	< 0.02
3 カドミウム及びその化合物	カドミウムの量に関して0.01mg/l以下	< 0.001	< 0.001	29 ブロム化トリメチルメチル	0.03mg/l以下	0.002	0.003
4 水銀及びその化合物	水銀の量に関して0.0005mg/l以下	< 0.00005	< 0.00005	30 ブロム化メチル	0.09mg/l以下	< 0.005	< 0.005
5 砒素及びその化合物	砒素の量に関して0.01mg/l以下	< 0.001	< 0.001	31 全ハロゲン化トリメチル	0.08mg/l以下	< 0.008	< 0.008
6 鉛及びその化合物	鉛の量に関して0.01mg/l以下	0.002	< 0.001	32 亜鉛及びその化合物	1.0mg/l以下	0.015	0.012
7 ヒ素及びその化合物	ヒ素の量に関して0.01mg/l以下	< 0.001	< 0.001	33 全メチルメチル及びその化合物	0.2mg/l以下	< 0.02	< 0.02
8 六価クロム化合物	六価クロムの量に関して0.05mg/l以下	< 0.005	< 0.005	34 鉄及びその化合物	0.3mg/l以下	0.12	< 0.03
9 シアン化合物(イオン)及び塩化シアン	シアンイオンの量に関して0.01mg/l以下	< 0.001	< 0.001	35 銅及びその化合物	1.0mg/l以下	0.01	< 0.01
10 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10mg/l以下	0.51	0.77	36 ナトリウム及びその化合物	200mg/l以下	28	25
11 フッ素及びその化合物	フッ素の量に関して0.8mg/l以下	0.18	0.09	37 マンガン及びその化合物	0.05mg/l以下	< 0.005	< 0.005
12 砷素及びその化合物	砷素の量に関して1.0mg/l以下	0.03	0.04	38 塩化物イオン	200mg/l以下	22.4	23.5
13 四塩化炭素	0.002mg/l以下	< 0.0002	< 0.0002	39 カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300mg/l以下	88.7	92.0
14 1,4-ジクロロベンゼン	0.05mg/l以下	< 0.005	< 0.005	40 蒸発残留物	500mg/l以下	206	206
15 1,1-ジクロロエチレン	0.02mg/l以下	< 0.002	< 0.002	41 陰イオン界面活性剤	0.2mg/l以下	< 0.02	< 0.02
16 トリス(1,2-ジクロロエチル)リン	0.04mg/l以下	0.006	0.002	42 ジエチルリン	0.00002mg/l以下	< 0.000001	< 0.000001
17 ジクロロメタン	0.02mg/l以下	< 0.002	< 0.002	43 2-メチルイソブチルアルコール	0.00002mg/l以下	< 0.000001	< 0.000001
18 テトラクロロエチレン	0.01mg/l以下	< 0.001	< 0.001	44 非イオン界面活性剤	0.02mg/l以下	< 0.005	< 0.005
19 トリクロロエチレン	0.03mg/l以下	< 0.001	< 0.001	45 フェノール類	フェノールの量に換算して0.005mg/l以下	< 0.005	< 0.005
20 アンモニア	0.01mg/l以下	< 0.001	< 0.001	46 有機物(全有機炭素(TOC)の量)	5mg/l以下	1.2	1.4
21 塩素酸	0.6mg/l以下	0.2	0.15	47 PH値	5.8~8.6	7.46	7.52
22 クロロ酢酸	0.02mg/l以下	< 0.002	< 0.002	48 味	異常でない事	異常なし	異常なし
23 クロロホルム	0.06mg/l以下	0.003	0.004	49 臭気	異常でない事	異常なし	異常なし
24 ジクロロ酢酸	0.04mg/l以下	< 0.004	< 0.004	50 色度	5度以下	2	< 1
25 ジブロム化トリメチルメチル	0.1mg/l以下	0.002	0.003	51 濁度	2度以下	0.2	< 0.1
26 臭素酸	0.01mg/l以下	0.004	0.001				

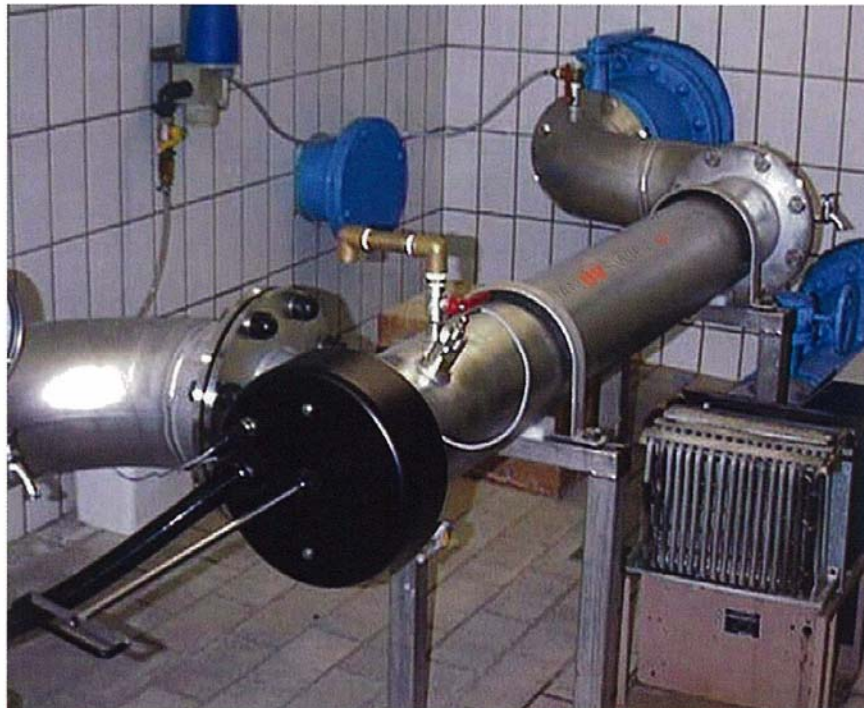
塩素酸の水質基準項目は、平成20年4月より追加されました。

③水質改善対策

耐塩素性病原生物の除去に対し「紫外線照射装置」の導入を行います。

紫外線照射装置設置計画

設置場所	装置の規模	シリンダー口径・長さ
宝本浄水場	10mJcm ² 以上 2基	φ100mm L=2650mm
夏目浄水場	10mJcm ² 以上 2基	φ100mm L=2650mm



2) 小規模貯水槽水道の水質管理

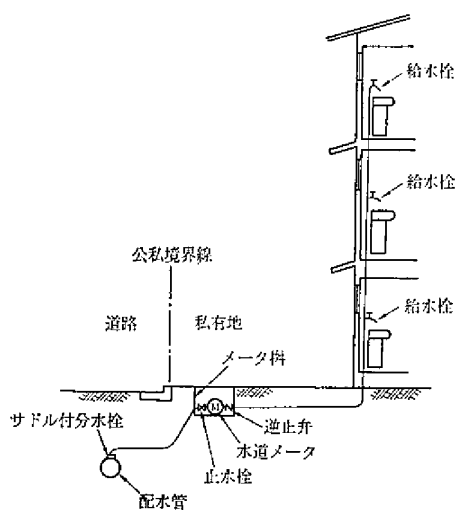
①小規模貯水槽水道の水質管理

水道法の規制をうけない容量10m³以下の小規模貯水槽水道の水質管理をへて設置者に対し定期的な貯水槽の清掃、検査等調査していく必要があります。

したがって、小規模貯水槽水道は衛生的見地から直結給水方式の採用に向け推進いたします。

②直結給水方式の推進

戸建て及び10軒未満の集合住宅の3階建直結給水を推進するにあたり、直結給水が可能な区域を明らかにし、施工条件等を整備することにより、小型受水槽の設置を減少し、省エネルギーの推進に貢献していきます。



給水装置概念図（直結給水方式）

3) 給水装置の事故防止対策

給水装置の事故防止について、給水管の管理のためより正確な現況把握を行い、事故の未然防止に努めます。

給水装置工事業者の指導・育成を図り、施工技術の向上を図る必要があります。

4) 鉛製給水管の更新

鉛製給水管は水質上問題があり、老朽化により漏水の原因に挙げられており、有効率向上の妨げになっております。

この鉛給水管を早期に全廃するよう計画的に更新する必要があり、現在約1,500戸の鉛製給水管が布設されており、平成30年度までに全ての更新、完了を目指します。

(2) 施策2 将来とも安定した事業運営ができる水道

1) 経営の安定と改善対策

安定した水道事業経営を行うためには、事務の効率化を図り、経費縮減を図る事が必要です。

現在限られた人員で複雑化、高度化する水道事業経営に対して今後は「広域連携もしくは第三者委託」を視野に入れ検討します。

2) 減少する職員の対応

職員は過去10年間で13名より7名に減少しており、これに対処するためより業務の改善や組織の改革が必要となります。

多様化、高度化する水道事業の課題に対処するために、水道施設の運営に携わる専門的な知識、技術、経験を有する職員の育成・確保がこれから不可欠です。

今後は「広域連携もしくは第三者委託」も考慮しながら、専門職員の計画的な育成にも研修・訓練を重ね、近隣都市や先進都市との交流を行うことが必要です。

3) 顧客サービスの向上

多様化する住民のニーズを把握するため、水道モニター、水道アンケートなどを実施し、また水道事業の透明性の向上と説明責任を果たすため、業務状況等を広報誌などを通じて広く情報を発信していくことが必要です。

4) 計画的な施設の更新

老朽した施設の更新は、更新計画を策定し中長期的に財政状況の見通しと融合させながら、できる限り早期に完了することを目指します。

5) 自己水の見直し

世界的に身近な資源を見直す時代に入り、半世紀にわたって町民の水として守られてきた自己水を、あらためて有効活用し、地域の水として重視することが重要です。

6) 水道事業の広域化の検討

乙訓地域の水道事業の広域化について、「乙訓上水道事業広域化調査会」を発足させ、「長岡京市」と「向日市」の二市一町にて、前半で「事業統合・経営の一本化」のうち、「乙訓二市一町による企業団結成」に向けて段階的整備による「施設統合」を、また後半で「管理の一本化」に向けて、指針・集金、開閉栓業務等、管理・運営関係における現状把握と統合の可能性、経費削減効果について調査を行いました。さらに検討を重ねていくことが必要です。

(3) 施策3 いつでも使える水を供給できる水道

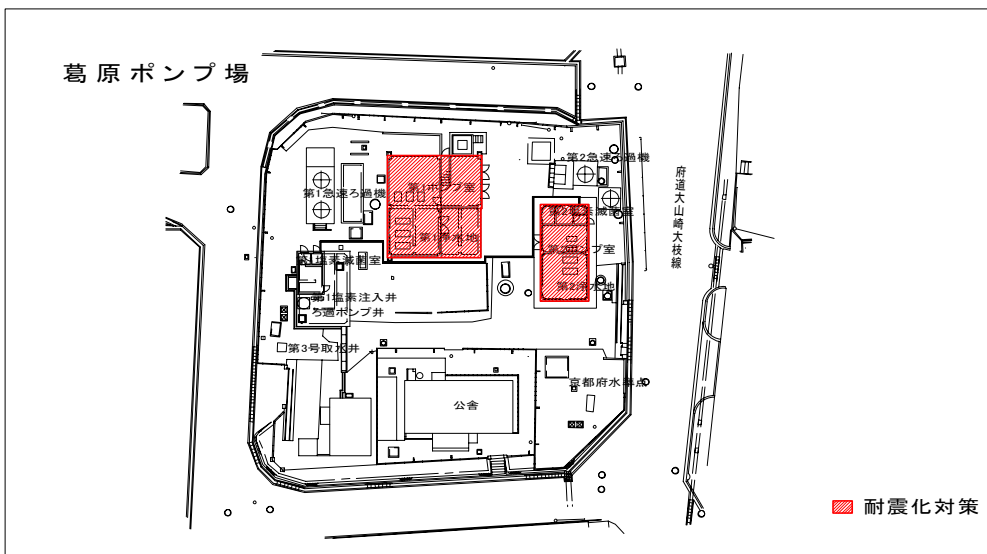
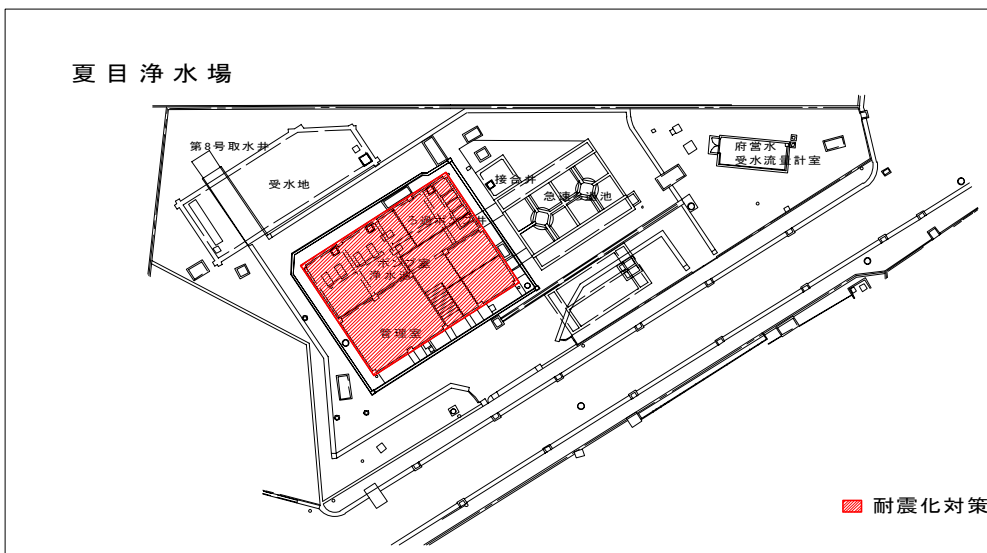
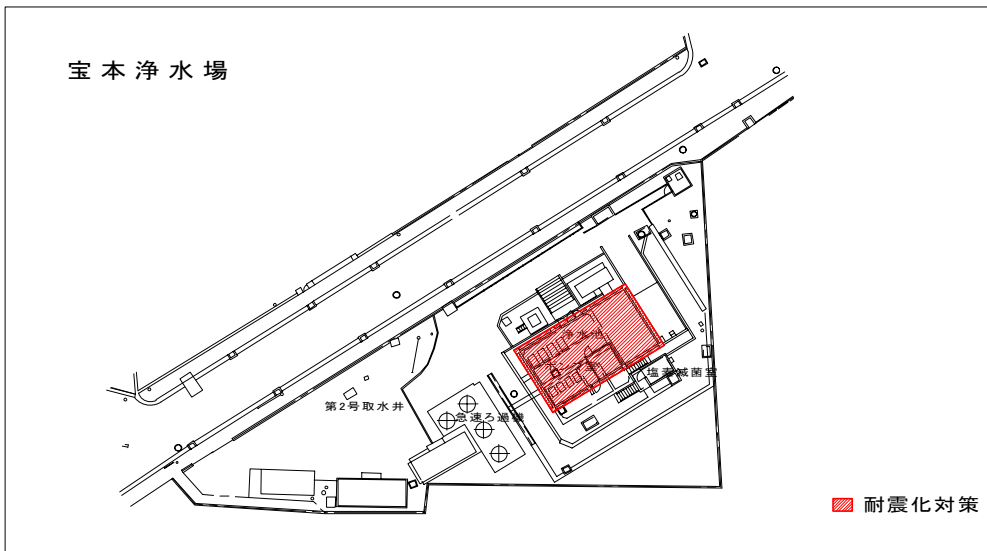
1) 基幹施設の耐震化

水道の基幹施設の耐震化を推進します。

基幹施設の耐震化計画

浄水場系統	施設名	築造年	構造・規模
宝本浄水場	ポンプ室	昭和49年	RC造 93m ²
	稲葉配水池	昭和47年	RC造 800m ³
夏目浄水場	ポンプ室	昭和48年	RC造 260m ²
	早稲田配水池	昭和52年	PC造 1,200m ³
		昭和35年	RC造 250m ³
		昭和38年	RC造 100m ³
葛原ポンプ場	第1ポンプ室	昭和43年	RC造 88.2m ²
	第2ポンプ室	昭和48年	RC造 52.5m ²
	鳥居前配水池	昭和43年	RC造 800m ³
		昭和48年	PC造 400m ³

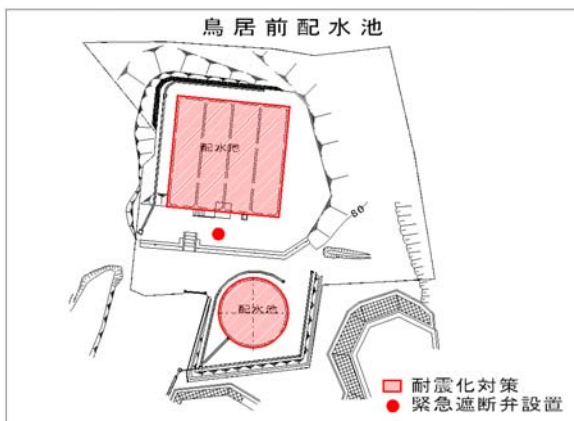
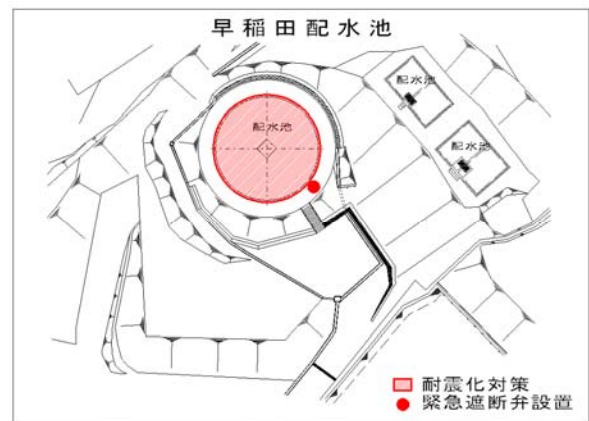
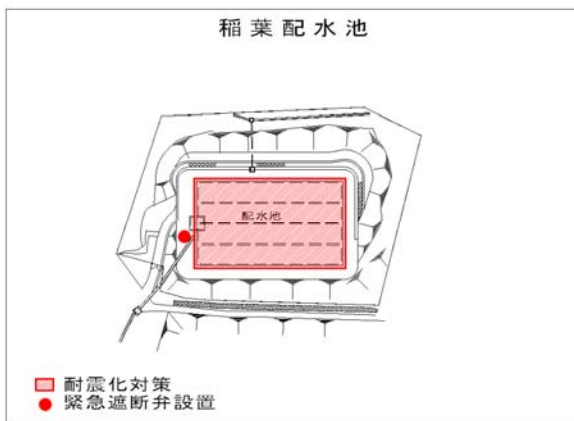
第5章 水道事業の将来像



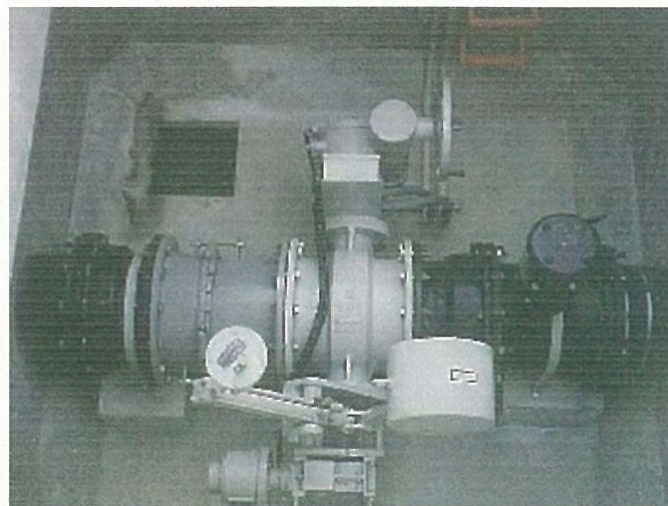
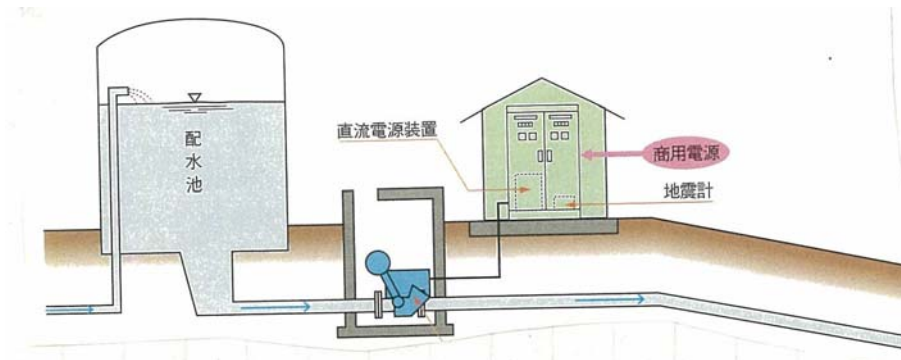
2) 緊急遮断弁の設置

地震発生時に配水管が破損したとき、配水池からの水の流出を防ぐため、緊急時の給水を確保するため、各配水池に緊急遮断弁の設置を行います。

配水池名	口径	設置数
稲葉配水池	φ250mm	1基
早稲田配水池	φ400mm	1基
鳥居前配水池	φ200mm	1基



緊急遮断弁の設置例



3) 老朽配管の更新

現在布設している、導・送・配水管の総延長は51.3kmで、既に40年以上経過した配管もあり、年々老朽化が進んでおります。

老朽化した配管は漏水の原因となり、断・減水事故の発生を招き、有収率の向上の妨げになります。

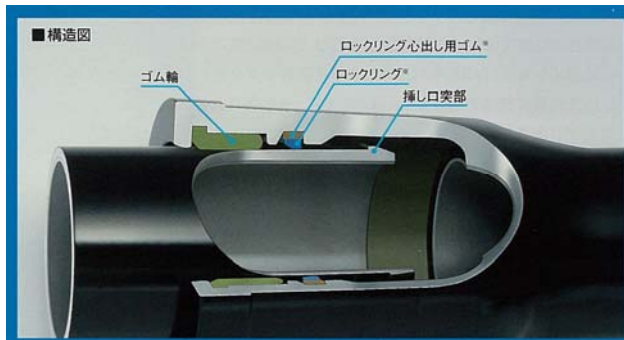
特に石綿セメント管や河川横断部の鋼管は早急に更新する必要があり、ほかの老朽管や継手管も計画的に更新します。

今後更新する配管は、耐震を考慮した離脱防止付NSダクティル铸铁管及び良い地盤に布設するK型継手を有するダクティル铸铁管、並びに硬質塩化ビニル管（HVP）、水道用耐震型高性能ポリエチレン管を採用します。

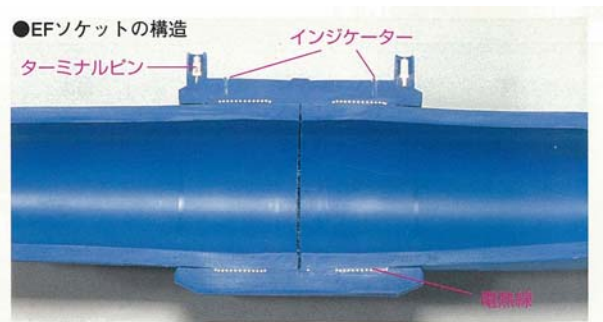
配管更新計画

用途	管種	口径	延長
導水管	NSダクタイル鋳鉄管 K型ダクタイル鋳鉄管	φ150mm	153m
導水管	NSダクタイル鋳鉄管 K型ダクタイル鋳鉄管	φ100mm	30m
配水管	NSダクタイル鋳鉄管 K型ダクタイル鋳鉄管	φ200mm	237m
配水管	NSダクタイル鋳鉄管 K型ダクタイル鋳鉄管及びHVP	φ100mm	200m
配水管	NSダクタイル鋳鉄管 K型ダクタイル鋳鉄管及びHVP	φ75mm	109m
計			729m

離脱防止付NSダクタイル鋳鉄管



水道用耐震型高性能ポリエチレン管



水道管橋梁添架



4) 災害対策

危機管理

大規模地震や風水害の発生による水道施設の被害を最小限に抑えることが必要です。

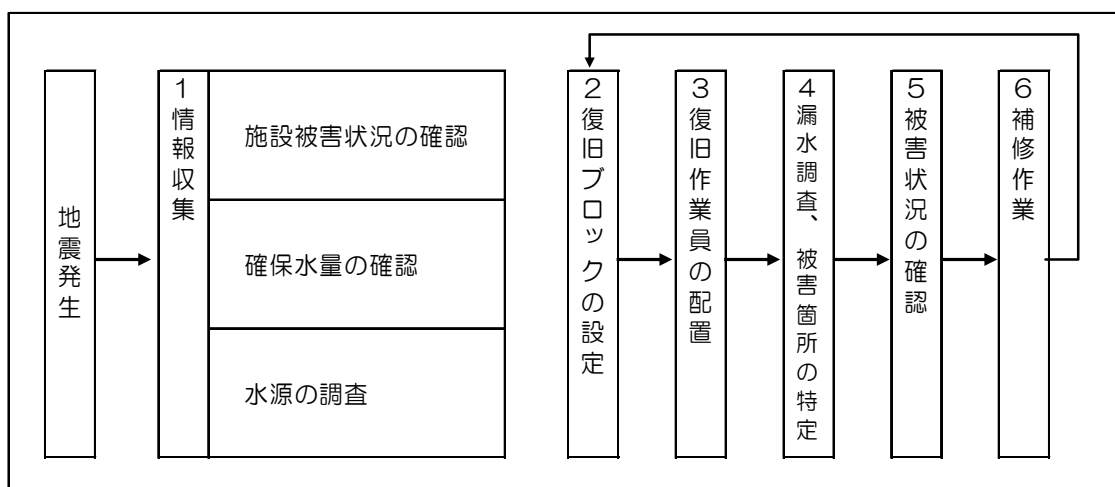
各浄水場とも相互連絡管を設け、どの系統からもバックアップ出来るように行っております。

また二ヶ所の浄水場で自己水源と府営水道の受水を行い、施設の多様化により、渇水対策と併せ、配水池の備蓄量の確保と、各浄水場、各配水池を緊急時の給水拠点として充実させます。

5) 応急給水及び復旧体制

災害発生や水質事故等による給水停止事態において必要な応急給水を確保するための「危機管理マニュアル」を策定し、緊急時の応急給水体制、復旧計画を作成し、訓練及び研修を積極的に実施していきます。

応急復旧フロー



6) 中央監視設備の拡充

現在上下水道課内に中央監視設備を設置し、各施設の監視を行っていますが、さらに拡充を図り、施設の高度化に備えます。

中央監視設備



(4) 施策4 環境の影響を配慮した水道

1) 省エネルギー対策の検討

現在夏目浄水場で受水している府営水道の残留圧力を有効利用し、消費電力の軽減を図るため配水池への直接受水を検討し、省エネ型機器や省エネシステムを導入します。

また、低公害車（電気自動車や天然ガス自動車）の導入についても検討します。

2) 太陽光発電利用の検討

環境に配慮したエネルギーを利用するため、浄水場に「太陽光発電システム」の導入の設置について検討します。

太陽光発電システム



3) 小型水力発電利用の検討

府営水道の残留圧力を利用した「小型水力発電システム」の導入について調査研究を進めます。

小型水力発電システム



4) 有効率向上の対策

さらに高い有効率の向上を目指し、老朽配管の更新、給水管の布設替や配水ブロック毎の定期的な有効率のチェックにより、漏水の早期発見を行い、平成30年度に目標値を95.0%とします。

第6章 中長期経営計画

1. 財政計画

○ 基本方針

景気の低迷や節水意識の浸透により需要量の減少が続いている現状のなかで、健全な経営基盤の強化を図り、「将来にわたり安全で安心できる水を供給し続ける水道」を目ざし、中長期的な経営計画を確立し、経営の健全化と効率化を推進します。

○ 計画の根拠

本計画は「大山崎町水道事業基本計画」において、今後の水道事業経営を具体化するものであります。

○ 計算期間

本計画は、平成21年度から平成30年度までとします。

○ 経営の目標

伸び悩んでいる水需要の中で将来の水需要を予測し、安定した経営改革に取り組み、今後の課題を具体化し、合理的な地域の水利用を確立し、財源の確保を明確化します。

2. 水需要予測

(1) 給水人口及び需要量の算出

①給水人口

給水人口の予測は過去の人口動態を基礎に推計式により将来の人口を予測しました。

今後、京都縦貫道の大山崎ジャンクションから延伸や阪急京都線新駅の開業に伴い円明寺地内に住宅用地の建設が予想され、これを加味しました。

②給水戸数

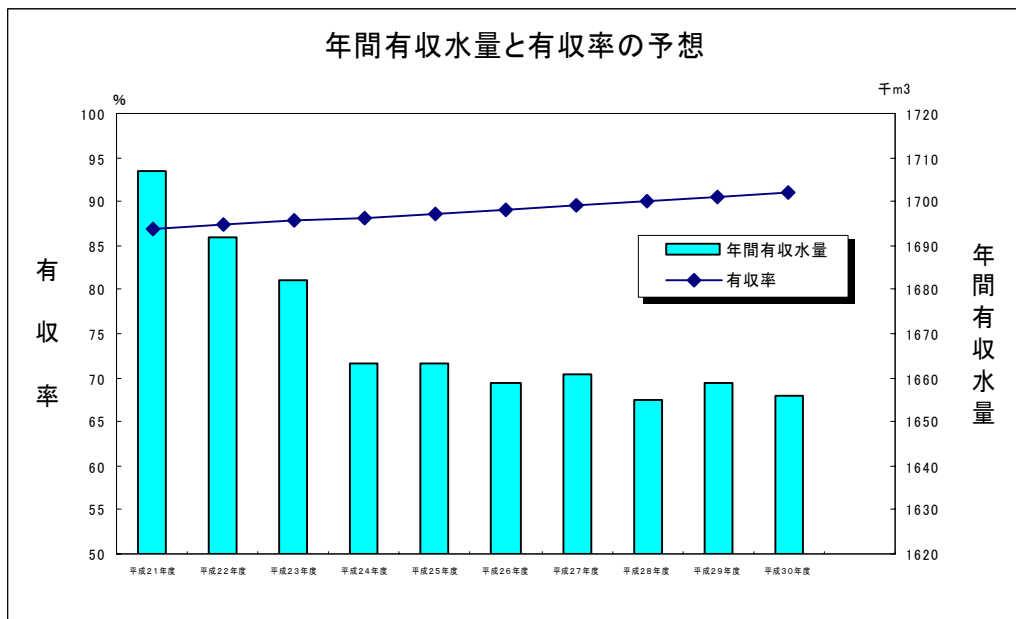
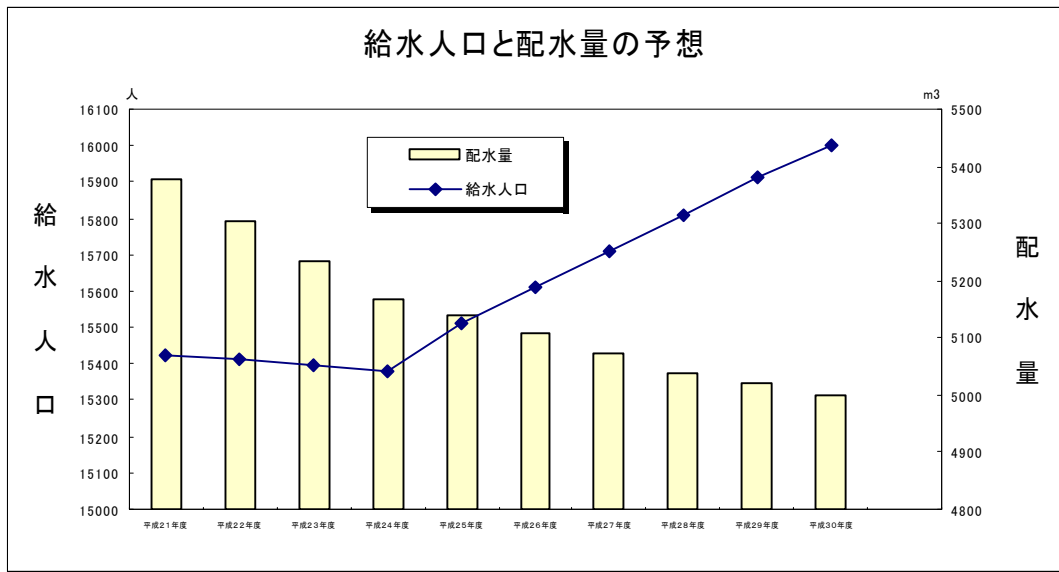
過去の世帯構成人員の実績値より推計式により将来の給水戸数を予測しました。

③配水量

過去の配水量の実績から推計式により将来の配水量を予測しました。

(2) 給水人口と配水量の予測

昭和30年から50年代に都市化がすすみ、人口とともに給水量も急増しましたが、平成年代になって人口が減少しはじめ、昭和61年度に16,498人を記録した後、配水量も伸びが減少し、平成9年度2,475,385m³をピークに、景気の低迷とともに節水意識の浸透や節水機器の普及によって減少しております。



第6章 中長期経営計画

業務予定量の推計

項目 \ 年度		21	22	23	24	25	26	27	28	29	30
給水人口	(人)	15,425	15,410	15,395	15,381	15,509	15,608	15,709	15,811	15,913	16,000
給水戸数	(戸)	5,375	5,388	5,421	5,435	5,500	5,574	5,630	5,687	5,745	5,797
配 水 量	自己水源 (m ³)	2,689	2,652	2,618	2,584	2,571	2,554	2,536	2,520	2,511	2,500
	受水量 (m ³)	2,688	2,652	2,617	2,583	2,570	2,554	2,536	2,519	2,511	2,500
	計 (m ³)	5,377	5,304	5,235	5,167	5,141	5,108	5,072	5,039	5,022	5,000
一日平均給水量	(m ³)	5,377	5,304	5,235	5,167	5,141	5,108	5,072	5,039	5,022	5,000
有収率	(%)	87.0	87.4	87.8	88.2	88.6	89.0	89.5	90.0	90.5	91.0
年間有収水量	(千 m ³)	1,707	1,692	1,682	1,663	1,663	1,659	1,661	1,655	1,659	1,656
内 訳	一般用 (千 m ³)	1,363	1,356	1,352	1,342	1,347	1,350	1,357	1,356	1,365	1,367
	営業用 (千 m ³)	161	161	160	159	159	158	158	157	157	156
	工場用 (千 m ³)	183	175	170	162	157	151	146	142	137	133
	その他 (千 m ³)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

4. 財政計画（平成20年度～30年度）

(1) 収益的収支の推計（税抜）

項目	(金額：千円)												
	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30		
収益的収支	437,389	432,571	428,770	426,236	421,421	421,421	420,407	420,914	419,394	420,407	419,647		
収入	252	3,343	3,400	3,400	3,400	3,400	3,400	3,400	3,400	3,400	3,400		
支出	18,606	20,583	20,700	20,700	20,700	20,700	20,700	20,700	20,700	20,700	20,700		
収入計(A)	456,247	456,497	452,870	450,336	445,521	445,521	444,507	445,014	443,494	444,507	443,747		
人件費	62,978	66,727	63,621	64,257	64,900	65,549	66,203	66,865	67,534	68,211	68,892		
受水費	254,012	257,533	139,317	139,223	138,393	137,881	137,643	138,063	137,166	137,030	136,826		
維持管理費	82,669	86,060	84,844	81,134	81,318	81,650	82,369	82,713	82,995	83,353	83,699		
減価償却費	68,781	70,069	70,790	71,172	72,428	74,421	75,950	76,605	77,178	81,355	86,269		
支払利息	8,005	9,139	9,965	10,689	12,103	14,124	15,973	17,380	18,671	21,689	24,892		
その他	29,389	49,070	49,315	49,562	49,810	50,059	50,309	50,561	50,813	51,067	51,323		
支出計(B)	505,834	538,598	417,852	416,037	418,952	423,684	428,447	432,187	434,357	442,705	451,901		
単年度純損益(A)-(B)	▲49,587	▲82,101	35,018	34,299	26,569	21,837	16,060	12,827	9,137	1,802	▲8,154		
前年度繰越損益	▲728,782	▲778,369	▲860,470	▲825,452	▲791,153	▲764,584	▲742,747	▲726,687	▲713,860	▲704,723	▲702,921		
累積損益	▲778,369	▲860,470	▲825,452	▲791,153	▲764,584	▲742,747	▲726,687	▲713,860	▲704,723	▲702,921	▲711,075		

(2) 資本的収支の推計（税込）

項目	(金額：千円)												
	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30		
資本的収支	50,000	74,400	69,000	97,000	122,000	106,000	87,000	84,000	173,000	185,000	123,000		
収入	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
支出	16,730	9,373	3,400	6,600	3,400	11,400	13,000	10,600	10,600	10,600	10,600		
収入計(C)	66,730	83,773	72,400	103,600	125,400	117,400	100,000	94,600	213,600	237,600	151,600		
施設改良費	55,008	95,257	84,000	116,000	143,000	126,000	104,000	101,000	233,000	260,000	164,000		
企業償還金	21,242	19,762	18,810	18,079	16,069	13,230	16,718	19,422	22,056	25,652	29,532		
その他	0	1,150	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
支出計(D)	76,250	116,169	102,810	134,079	159,069	139,230	120,718	120,422	255,056	285,652	193,532		
収支不足額(C)-(D)	▲9,520	▲32,396	▲30,410	▲30,479	▲33,669	▲21,830	▲20,718	▲25,822	▲41,456	▲48,052	▲41,932		
補てん財源	106,610	86,558	161,470	238,031	308,049	372,138	443,818	514,032	576,025	619,226	650,789		

※ 収支不足額は損益勘定留保資金等で補てんする。

第7章 資料編

1. 基本計画書

(1) 目標年次

平成 30 年度

(2) 給水区域、給水人口及び給水量

1) 給水区域

字大山崎の一部、字円明寺の一部、字下植野

2) 給水人口

16,000 人

3) 給水量

一日最大 6,300 m³ (394 ℓ/人)

(3) 水道施設の概要

12ページ 施設系統図のとおり

(4) 工事費の予定総額及びその予定財源

1) 工事費の予定総額

総 額	内				訳
	工 事 費	用 地 費	調 査 費	事 務 費	
千円 1,120,000	千円 1,020,000	千円 0	千円 90,000	千円 10,000	

2) 工事費の予定財源

総 額	内			訳
	国庫補助金	起 債	自己資金	そ の 他
千円 1,120,000	千円 90,000	千円 919,000	千円 111,000	千円 0

(5) 一日最大給水量及び一日平均給水量

- 1) 一日最大給水量 6,300 m³ (394 ℓ/人)
- 2) 一日平均給水量 5,000 m³ (313 ℓ/人)

(6) 水源の種別及び取水方法

自己水源	宝本浄水場	深層地下水	深井戸
	夏目浄水場	深層地下水	深井戸
府営受水水源	第1受水場	浄水	受水管

(7) 浄水方法

宝本浄水場	塩素滅菌、急速ろ過
夏目浄水場	塩素滅菌、急速ろ過
第1受水場	塩素滅菌

(8) 工事の着手及び完了の予定

- 1) 工事の着手の予定 平成 21 年度
- 2) 工事の完了の予定 平成 30 年度